

第3章 計画の考え方

第3章 計画の考え方

1. 基本理念

子どもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまち

子どもが健やかに育ち、守られ、成長とともに地域社会に参加していけるような社会の実現は、多くの人々の心からの願いです。

市民、市民公益活動団体、企業及び事業者等、行政の協働の考え方にに基づき、社会全体で子育てを支援していくことが大切であり、保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が不可欠です。

子どもを安心して産み育てることができる社会、一人ひとりの人権を尊重する社会でありたい、そのような「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、本計画を策定しました。

本計画では、桶川市次世代育成支援行動計画（平成22年度から平成26年度）の理念を引き継ぎ、『子どもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまち』を基本理念とし、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、「子どもの最善の利益」を確保することを目指します。



2. 基本目標

基本目標 1. 子どもを育てることに魅力を感じるまちづくり

子育てを支援する施策の事業を進めることにより、子どもを育てることに魅力を感じるまちづくりを推進します。

基本目標 2. 安心、よろこび、生きがいを感じて子どもを育てられるまちづくり

保育に関連する事業の充実や関係機関へ働きかけにより、安心、よろこび、生きがいを感じて子どもを育てられるまちづくりを推進します。

基本目標 3. どの子ども健やかに育ち、育てられるまちづくり（教育、人権の視点から）

教育の充実や人権の擁護、支援を要する子ども・家庭への取組を進めることにより、どの子ども健やかに育ち、育てられるまちづくりを推進します。



第3章 計画の考え方

3. 施策の体系

基本目標1	子どもを育てることに魅力を感じるまちづくり	施策	方向性	方策(事業)
		(1) 子育てを支援する施設整備	① 地域子育て支援拠点の整備 ② 子育てサロン等の整備 ③ ファミリー・サポート・センター事業の充実 ④ 児童館の整備・充実	◆地域子育て支援拠点の充実 ◆地域子育て支援センター及び子育て支援拠点における子育てサロンの開催 ◆「おもちゃルーム」の実施（社会福祉協議会） ◆協力会員・依頼会員の増加 ◆サポート体制の強化 ◆西側地区に児童館を整備
		(2) 子育てを支援するサービス体制の充実	① 相談事業の充実 ② 多様な人材の確保と活用 ア ボランティア等の育成・支援 イ 地域人材の活用 ウ 在宅家事援助サービスの実施 ③ 子育て支援ネットワークづくりの推進	◆利用者支援の充実 ◆育児・栄養相談事業の充実 ◆「こどもと家庭なんでも相談」の充実 ◆障害児・者が自立した地域生活を営めるための相談事業の充実（計画相談支援・障害児相談支援の充実） ◆教育相談の充実（さわやか相談員・教育センター） ◆「いつでも子育てメール相談」の充実 ◆ボランティアやNPO法人の育成・支援の実施 ◆人財バンク事業・職員出前講座事業の実施 ◆里親制度の普及・啓発の促進 ◆在宅家事援助サービスの実施（社会福祉協議会） ◆地域育成活動の推進（子育て支援団体の活動支援） ◆子育てグループのネットワークづくりの推進
		(3) 子育て負担の軽減、経済的負担の軽減	① 支援制度の充実及び周知・利用の促進 ② 医療費負担の軽減 ③ 教育費負担の軽減	◆経済的支援に関する子育て支援制度の周知・利用の促進 ◆出産・子育てに関する経済的な支援の実施 ◆幼児2人同乗用（3人乗り）自転車購入費補助の実施 ◆家庭保育室保護者助成金の実施 ◆こども医療費の助成 ◆幼稚園就園奨励費補助事業の実施 ◆就学援助事業の実施
		(4) 子どもと親の健康づくりの推進	① 総合的な母子保健事業の推進 ② 小児医療体制の継続 ③ 食育の充実 ア 保健センター事業での食育の充実 イ 子育て支援センター事業での食育の充実 ウ 保育所事業での食育の充実 エ 学校教育での食育の充実 ④ 健康教育の充実	◆妊婦健康診査の実施 ◆乳幼児健康診査の実施 ◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施 ◆健康相談の実施 ◆訪問指導の実施 ◆予防接種事業の実施 ◆思春期相談の充実 ◆養育支援訪問事業の実施検討 ◆小児初期救急医療の充実 ◆小児二次救急医療の充実 ◆食育普及の促進 ◆栄養相談の充実 ◆栄養相談の充実 ◆食育公開講座の実施 ◆食育普及の実施 ◆食育講座の実施 ◆防煙健康教育講演会の開催 ◆薬物乱用防止教育講演会の開催 ◆心身の健康維持に関する生活習慣指導の実施
		(5) 潤いのあるまちづくりの推進	① 子どもの体験活動の充実 ア 子どもの体験の場の提供 イ 地域交流活動の促進 ② 遊び場の確保 ア 公園・広場等の整備 イ 既存施設の利活用 ③ 子どもが安全に育つまちづくりの推進 ア 交通安全の推進 イ 防犯対策の推進 ④ 公共施設等のバリアフリー化の推進 ⑤ 潤いのある環境の保全・整備	◆学校休業日のおはなし会の開催 ◆夏休み子ども体験教室等の開催（けやき文化財団） ◆各種スポーツ教室の開催（施設管理公社） ◆子ども料理教室の開催 ◆おけがわ春のふれあいフェスタへの参加促進 ◆スポーツ少年団の活動の普及 ◆公園・広場等の整備の推進 ◆既存施設の利活用 ◆交通安全教室の開催 ◆自転車運転免許講習の開催 ◆防犯パトロールの実施 ◆「こども110番の家」事業の実施 ◆道路整備の推進 ◆公共施設のバリアフリー化の推進 ◆公園や保存樹木などの整備

基本目標2

安心、よるこび、生きがいを感じて
子どもを育てられるまちづくり

施策	方向性
(1) 幼児期の教育・保育サービスの充実	① 多様な教育・保育サービスの充実
	ア 教育・保育施設の整備
	イ 保育の充実
	ウ 病児・病後児保育の充実
(2) 放課後の居場所の充実	エ 混合保育の充実
	② 教育・保育施設の多機能化の推進
	ア 地域交流会「あそぼう会」の充実
	イ 親支援事業の充実
(3) 両子育でと仕事の実現	① 放課後児童クラブの充実
	② 放課後子供教室の充実
	③ 児童館の充実
	④ 事業主への働きかけの推進
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進	① 事業主への働きかけの推進
	② ワーク・ライフ・バランスの推進
	③ 男女共同参画意識の啓発促進
	④ 男女共同参画意識の啓発促進

方策(事業)
◆3歳未満児の入所枠の拡大 ◆教育・保育施設の整備：認定こども園、保育園、家庭的保育、小規模保育、居宅型訪問保育、事業所内保育
◆乳児保育の充実 ◆延長保育の充実 ◆一時保育の充実 ◆ショートステイ及びトワイライトステイの実施検討
◆病後児保育の周知及び内容の充実 ◆病児保育の実施検討
◆幼稚園・保育所での受け入れ体制の充実
◆地域交流会「あそぼう会」の充実
◆親支援事業の充実
◆受け入れ体制の充実（施設整備の推進） ◆運営体制の充実（障害児受け入れ体制の充実） ◆放課後子供教室等との連携
◆実施校の増設 ◆放課後児童クラブ等との連携
◆児童館の整備 ◆活動内容の充実
◆育児休業制度等の普及促進
◆ワーク・ライフ・バランスの啓発
◆情報や学習機会の提供の充実

基本目標3

この子ども健やかに育ち、育てられるまちづくり
(教育、人権の視点から)

施策	方向性
(1) 子どもの個性と豊かな心を育む教育の充実	① 就学前教育の充実
	② 学校教育の充実
	ア 教育内容・方法の充実と教員の資質の向上
	イ 特別支援教育の充実
(2) 子どもの人権の擁護	ウ いじめ、少年非行等の問題や不登校への適切な対応
	エ 命を大切にする心の教育及び環境教育などの推進
	オ 教育への住民参加と教育活動の評価の推進
	③ 家庭教育の充実
(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進	④ 子どもの意見表明と参加の促進
	① 児童の権利に関する条約の普及促進
	② 児童虐待防止対策の推進
	ア 児童家庭相談援助体制の充実
(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進	イ DVに対する取組の充実
	① ひとり親家庭等の自立支援の推進
	ア 職業情報・相談の充実
	イ 支援制度の周知・利用の促進
(5) 障害のある子どもへの支援の充実	② 障害のある子どもへの支援の充実
	ア 療育事業の充実
	イ 通所支援・訪問支援の充実
	ウ 相談支援の充実

方策(事業)
◆幼稚園教育内容の充実 ◆特別な教育的支援の充実 ◆「幼・保・小・中」の連携の推進（幼・保・小・中教育研究協議会の開催）
◆教員の指導力向上
◆特別支援教育・交流教育の充実 ◆発達障害のある児童生徒への専門的な支援
◆相談体制の整備 ◆関係機関との連携 ◆不登校対策プロジェクトの充実
◆道徳教育の充実 ◆体験活動の充実
◆学校評議員制度の充実
◆家庭教育に関する学級や講座の充実 ◆親子ふれあいウォークの開催
◆子どもフォーラムの開催
◆条約の積極的な学習の推進（成人学級講座）
◆児童家庭相談援助体制の充実 ◆要保護児童対策地域協議会の充実
◆ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する取組の充実
◆職業情報・相談の充実
◆ひとり親家庭等医療費の助成 ◆母子家庭等高等職業訓練促進給付金、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の利用促進
◆親子教室、言語指導、運動機能訓練、心理相談、医師発達相談の充実 ◆福祉サービスの充実
◆児童発達支援の充実 ◆巡回相談の充実 ◆保育所等訪問支援の充実
◆障害児相談支援の充実

4. 重点的な取組事項

(1) 地域子育て支援拠点及び児童館の整備

地域において気軽に子育て相談ができたり、親同士が交流したり、子育てに関する情報提供等が受けられるよう、地域子育て支援拠点のさらなる充実を図ります。

また、子どものさまざまな遊びや体験活動等を行う子どもの居場所の拠点として、西側地区に児童館を整備します。

(2) 幼児期の教育・保育サービスの充実

女性の社会進出、就労の多様化、保護者の病気などの緊急時やリフレッシュ対応などさまざまな保育ニーズがあります。多様なニーズに応えるため、各種保育サービスの充実を図るとともに、保育所の整備を行うこととあわせて幼稚園などの協力や民間活力の導入による定員拡大を図り、待機児童の解消に努めます。

(3) 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブは、放課後の子どもの健全育成の場として重要な施設となっています。保護者の就労等により増大するニーズに対応するため、受け入れ体制の充実、運営体制の充実、放課後子供教室との連携を計画的に進めます。

(4) 児童虐待防止対策の推進

子どもの安全や健やかな成長が脅かされる児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、子どもを守る地域ネットワークとして「要保護児童対策地域協議会」を積極的に活用し、保健・教育・福祉などの関係機関の連携強化を図っていきます。

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て支援、少子化対策の推進において、ワーク・ライフ・バランスへの取組は重要な課題です。子育てと仕事を両立するためには、男女共同参画意識に基づくバランスの考え方が重要であることから、企業や地域を対象とした普及啓発事業に取り組みます。